

西部ふれあいのまちづくり推進委員会会則

平成28年5月7日制定

平成31年4月1日改正

令和元年5月11日改正

令和3年5月11日改正

(目的)

第1条 西部ふれあいのまちづくり推進委員会（以下「本会」という。）は、地域住民の活動拠点となる西部ふれあいセンター（以下「センター」という。）を利用し、自主的な活動を通じて、豊かさと生きがいの感じられる地域社会をつくりあげていくことを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、センター内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 地域相互の交流及び親睦に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 子供の健全育成、子育て支援に関すること。
- (5) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、目的に賛同する地域住民をはじめ地域住民が構成する自治会、西部地区区長協議会及び福祉関係団体等の代表で組織する。

2 前項に定めるもののほか、西部地区に所在する学校等を、本会の協力団体とすることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 4名以内 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 活動部会長 | 7名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選任等)

第6条 役員は、総会の承認を得て決定する。

2 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その仕事を代理するとともに、活動部会を担当し支援する。
- (3) 書記は本会の書記を担当する。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 活動部会長は担当部会を代表し、その活動を総括する。
- (6) 監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 欠員又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人及び事務員若干人を置く。
- 3 事務局長は、本会及びセンターの仕事を総括する。
- 4 事務員は、事務局長を補佐し、本会及びセンターの仕事をを行う。
- 5 事務局長及び事務員は、委員長が採用する。

(顧問、相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役(以下「顧問等」という。)を置くことができる。

- 2 顧問等は、委員長の諮問に応じて、本会の業務に関して意見を述べ又は助言を行う。
- 3 顧問等は、委員長が委嘱する。

(総会)

第11条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、役員及び活動部会員(以下「役員等」という。)をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を審議して決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) この会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員の仕事に関すること。
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項
- 4 定期総会は毎事業年度1回、臨時総会は必要に応じて開催し、委員長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会において出席した役員等から選任する。
- 6 総会は、役員等の過半数の出席で成立する。ただし、委任状が提出された場合は出席したものとする。
- 7 総会の議事は、出席した役員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(四役会)

第12条 四役会は、委員長、副委員長、書記及び会計で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員会に付議すべき事項
- (2) その他役員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会)

第13条 役員会は、委員長、副に委員長、書記、会計及び活動部会長で構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(活動部会)

第14条 本会に、目的を達するために次の活動部会を設ける。

- (1) 総務活動部会
- (2) 交流活動部会
- (3) 学習活動部会
- (4) 福祉活動部会
- (5) 安全活動部会
- (6) スポーツ・健康活動部会
- (7) 子育て支援活動部会

2 活動部会は、活動部会長及び活動部会員をもって構成する。

(会 計)

第15条 本会の経費は、管理受託金、利用料金、関市地域づくり支援交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年5月7日から施行する。
- 2 西部ふれあいのまちづくり推進委員会会則(平成25年 11月18日制定)は、廃止する。
- 3 平成28年4月1日から平成28年5月6日までの西部ふれあいのまちづくり推進委員会の事業及び予算執行については、この会則によるものとする。
- 4 平成28年度役員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年5月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。